

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第六十四号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
別表	別表	別表	別表
路線名	指定区間	路線名	指定区間
(略)	(略)	(略)	(略)
二十八号	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目四十三番から徳島市かちどき橋一丁目一番一まで（明石市中崎二丁目百十五番十三から淡路市岩屋字片浜千四百十四番六十まで及び南あわじ市福良字築地町甲千五百三十番十一から鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜五十三番五までを除く。）	二十八号	神戸市長田区梅ヶ香町二丁目四十三番から徳島市かちどき橋一丁目一番一まで（明石市中崎二丁目九十五番一から淡路市岩屋字片浜千四百十四番六十まで及び南あわじ市福良字築地町甲千五百三十番十一から鳴門市撫養町大桑島字湊岩浜五十三番五までを除く。）
(略)	(略)	(略)	(略)
二百十八号	熊本県上益城郡山都町塩原字寺尾八百七十五番五から宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一まで（同郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字古園千二百一から同町大字三ヶ所字立壁千六百七十番一、同町大字三ヶ所字赤谷一万六千四百九十九番一及び同町大字三ヶ所字榎ノ木谷一万三千九百九十四番七を経て同町大字三ヶ所字小道一万五千七百七番一までを除く。）同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで（同町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字東一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一までを除く。）及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで（同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一	二百十八号	宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字西ノ谷一万五千五百五十二番から同郡高千穂町大字三田井字塩市千七百七十五番一まで、同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで及び延岡市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市高野町六十七番四十まで（同郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字平底一万四千四百八十五番四を経て同町大字七折字平底一万二千二百八十一番一まで及び同市北方町蔵田字小原辰四百二十一番一から同市北方町川水流字新地卯七百三十五番一を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。）

(略)	
(略)	を経て同市舞野町千四百六十九番十八までを除く。)
(略)	
(略)	